

平成23年度における独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(通年分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
			支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)			公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
社団法人中央畜産会	賛助会費(法人会費、年会費)	240,000	規定なし	23.7.28 23.11.10	畜産農家への資金供給と経営・技術指導を併せ行う当会との連携は、農業信用保険業務を実施していく上で必要なため。	特社	国所管
社団法人日本林業協会	賛助会費(法人会費、年会費)	400,000	規定なし	23.7.20	幅広い林業関係者から構成される同会が主催する会議等により、他団体との連携強化及び情報収集を図っている。	特社	国所管
社団法人大日本水産会	会費(法人会費、年会費)	100,000	最低 100,000	23.6.29	漁業信用保証保険業務を実施する上で、国際情勢も含めた業界動向を把握することは不可欠であり、当会は、幅広い水産関係者により構成されており、国際情勢を含めた情報を収集していることから、水産業界に係る情報を効率的に収集し、漁業経営等を取りまく状況が把握でき、信用基金業務の円滑な運営に必要なため。	特社	国所管
社団法人漁業信用基金中央会	賛助会費(法人会費、年会費)	300,000	規定なし	23.7.8	漁業信用保証保険制度にかかる情報収集等のため。	一般社	国所管
社団法人漁業情報サービスセンター	賛助会費(法人会費、年会費)	100,000	1口 100,000	23.6.20	当センターが唯一収集する全国規模での最新の水揚げ情報(漁獲量・魚価等)により、漁船漁業の漁業経営の動向に係る情報を効果的に取得できることから、漁業信用保証保険に係る保険の引受け等に関する判断に必要なため。	特社	国所管
社団法人日本水産資源保護協会	会費(法人会費、年会費)	100,000	1口 100,000	23.6.20	当協会が有する赤潮情報等ネットワーク及び魚病情報ネットワークを活用することにより、災害発生等に係る、漁災や保証保険の対応の判断に資する。	特社	国所管
財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構	会費(法人会費、年会費)	100,000	1口 100,000	23.6.20	油濁事故に関しては、公的機関以外は正確な情報がなく、非公開なものが多いが、当機構は漁場における正確な油濁事故情報(発生場所、関係機関の対応状況、被害状況等)を持っている唯一の民間機関であり、会員であることにより漁業信用保証保険に係る保険の引受けに関する判断に必要な情報を取得することができるため。	特財	国所管
財団法人日本農林漁業振興会	寄付金(農林水産祭経費)	200,000	—	23.9.12	—	特財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」、「一般社」は「一般社団法人」をいう。